

令和2年5月22日

自立支援医療費（精神通院）指定医療機関 ご担当者様  
（病院・クリニック関係）

岡山県精神保健福祉センター

自立支援医療費（精神通院）受給者証の有効期間延長措置に関連した申請書の  
取扱い等について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置として行われる受給者証の有効期間延長  
に関連して、受給者が行う更新手続については次のとおりとしますので、診断書の作成等に当  
たり参考としてください。

### ○ 有効期間の延長措置の対象となる方

対 象：有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までに満了する方  
（有効期間満了までに更新手続をしなかった方も対象）

診断書：更新時の診断書の要・不要についても、一律に1年間延長されます。

例① 有効期間 R1.6.1～R2.5.31（1年目・次回診断書不要）の方

→更新手続不要で有効期間が R1.6.1～R3.5.31（1年目・次回診断書不要）となります。

例② 有効期間 R1.6.1～R2.5.31（2年目・次回診断書必要）の方

→更新手続不要で有効期間が R1.6.1～R3.5.31（2年目・次回診断書必要）となります。

### ○ 既に更新手続を行った場合

既に更新手続きを行ったものについては、これまでどおり審査を行い、新たな受給者証を  
交付します。また、各医療機関から受給者に対して既に診断書を交付済みの場合についても、  
同様に更新手続を行った場合は、これまでどおり審査を行います。

例 有効期間 R1.6.1～R2.5.31（2年目・次回診断書必要）の方

・更新手続を行った場合 有効期間 R2.6.1～R3.5.31（1年目・次回診断書不要） を交付

### ○ 精神障害者保健福祉手帳との同時申請を予定されていた方について

手帳との同時申請を予定されていた方については、これまでどおり、受給者証に記載され  
た有効期間内に、手帳との同時申請により更新手続を行うことをおすすめしています。

例 有効期間 R1.6.1～R2.5.31（手帳用2年目・次回診断書必要）の方

①更新せずに延長した場合 R1.6.1～R3.5.31（手帳用2年目・次回診断書必要）

②同時申請で更新した場合 R2.6.1～R3.5.31（手帳用1年目・次回診断書不要）

※①は次回更新時に自立支援医療用診断書が別途必要となるため、②をおすすめし  
ています。

○ その他 (Q&A)

Q1 所得区分が一定以上の「D階層」の方についても、一律に一年間延長するのか。

A1 令和3年3月31日までの経過的特例措置の対象となっている一定所得以上の受給者（受給者証の階層欄に「D」と記載。月額上限2万円）については、延長後の有効期間は最長で令和3年3月31日までとなります。なお、経過的特例の延長が決定された場合は、他の階層と同様に一年間の延長となります。

(例)「階層D」で、受給者証に記載された有効期間がR1.10.1～R2.9.30

→ 延長 → R1.10.1～R3.3.31

※ ただし、経過的特例が延長された場合は、R3.9.30まで

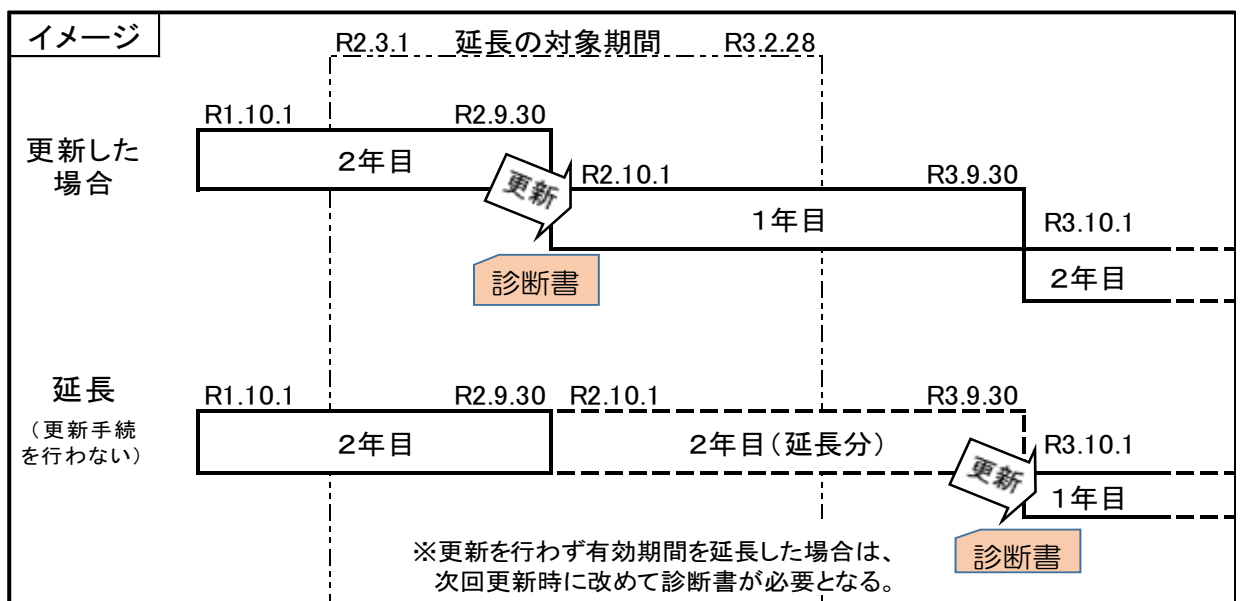
Q2 更新手続きを行わない場合、所得など申請事項に変更があっても反映されないのか。

A2 更新手続きを行わない場合は、受給者証に現在記載されている内容のまま有効期間が延長されますので、これらに変更が生じた場合（平成30年に比べ令和元年の所得が大きく減少した場合など）は、変更申請が必要です。

Q3 受給者に更新用の診断書を既に渡しているが、延長措置により手続不要となったことで、この診断書は使用できなくなるのか。次回の更新の際にこの診断書を提出することはできないのか。

A3 延長措置の対象で有効期間が延長される場合であっても、これまでどおり本来の有効期間中に更新手続きを行っていただければ、審査を行い、新たな受給者証を交付することとしています。既にお渡し済みの診断書については、この更新手続の添付書類として使用してください。

一方で、更新手続きを行わずに延長した場合は、次回（翌年）の更新時に改めて診断書が必要となりますが、診断書の作成時期が異なることから、現在受給者にお渡ししている診断書を流用して提出することはできませんのでご注意ください。



(お問い合わせ先)

岡山県精神保健福祉センター

電話 086-201-0441